

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により意見が述べられましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

令和二年三月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三洋堂書店香芝店

所在地 香芝市別所一二三一ほか

二 述べられた意見の概要

香芝市住民

騒音対策への無配慮

1 夜間騒音対策として、予測データの再計算が必要であり、その結果、実際に夜間規制基準値を上回るならば、何らかの騒音対策を講じる必要を求める。

2 荷さばき施設及び荷さばき作業に対する騒音対策として、早朝時間（午前六時から午前八時）を避けること、音が外に出ないように防音シートを張りながらの作業等を徹底させること等実質的な対策を求める。

3 騒音予測地点の選定方法は、実生活に即して最も影響がある地点での再計算が必要である。そして、その結果が実際に規定値を上回るならば、何らかの騒音対策を講じる必要を求める。

4 建物南側の外階段下付近及び隔地駐車場において、周囲のフェンス設置及び車両出入口の伸縮門扉等の設置を求める。

5 建物南側の道路の駐車が増加すると想定されるため、日中の定期的な巡回、南側施設地入口に伸縮門扉の設置及び夜間の閉鎖等を求める。

6 騒音に係る苦情等が発生した時は真摯に対応するとあるが、本当に真摯に対応するか疑念が生じる。また、実際にその対応も迅速に行うのか疑問である。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

令和二年三月六日から同年四月六日まで

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで